



特定利用者情報に係る規律の詳細 について

令和5年1月31日

事務局

特定利用者情報に係る規律の詳細について

大量の情報を取得・管理等する電気通信事業者を中心に、諸外国における規制等との整合を図りつつ、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するための新たな規律を整備。

【現状・課題】

【規律の内容】

利用者情報の 適正な 取扱い

- デジタル変革時代のイノベーションを促進するため安心・安全な電気通信サービスの確保が不可欠
- 諸外国の法的環境の変化、サイバー攻撃の複雑化により、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供の確保が急務
- 特に、大量の利用者情報を取り扱う事業者には一層の高い信頼性の確保が必要

1. 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者(例:利用者数1000万人以上)に対する義務

利用者情報を守るための必要最小限の規律

効果

- ・利用者情報※の取扱いに関する社内ルール(取扱規程)の策定、利用者情報の取扱方針の公表等
(記載事項例: 安全管理の方法等)
- ・利用者情報の取扱いに関する自己評価、取扱規程・取扱方針への反映
- ・利用者情報の統括責任者の選任等

電気通信サービスの高い信頼性を保持するとともに、利用者自らが安心して利用できるサービスを選択することが可能となる

自らPDCAを実施して、各事業者の実態を踏まえた情報の適正な取扱い体制を確保

全体的観点からの適切な判断や、情報漏えい時の迅速な対応が可能となる

※ 利用者に関する情報のうち、通信の秘密に該当する情報、役務契約を締結又はID等により利用登録をした利用者の情報を想定。

大規模な検索サービスまたはSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

ご議論頂く際の視点等

- 本規律の詳細については、WGのとりまとめ(令和4年9月)の内容を政府の文書(「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」としてとりまとめるもの。
- これまでの議論が適切に反映されているか、明確化すべき点がないか等について、ご議論いただきたい。

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (適用対象)
- 第3条 (定義)

第3章 各種情報の取扱い

- 第38条 (通信履歴)
- 第39条 (利用明細)
- 第40条 (発信者情報)
- 第41条 (位置情報)
- 第42条 (不払い者等情報)
- 第43条 (迷惑メール等送信に係る加入者情報)
- 第44条 (電話番号情報)

第4章 雑則

- 第45条 (ガイドラインの見直し)

第●章 外部送信に係る利用者に関する情報の取扱い

- 第●条 (情報送信指令通信に係る通知等)

第2章 個人情報の取扱いに関する共通原則

- 第4条 (利用目的の特定)
- 第5条 (利用目的による制限)
- 第6条 (不適正利用の禁止)
- 第7条 (取得の制限)
- 第8条 (適正な取得)
- 第9条 (取得に際しての利用目的の通知等)
- 第10条 (正確性の確保)
- 第11条 (保存期間等)
- 第12条 (安全管理措置)
- 第13条 (従業者及び委託先の監督)
- 第14条 (個人情報保護管理者)
- 第15条 (プライバシーポリシー)
- 第16条 (漏えい等の報告等)
- 第17条 (第三者提供の制限)
- 第18条 (外国にある第三者への提供の制限)
- 第19条 (第三者提供に係る記録の作成等)
- 第20条 (第三者提供を受ける際の確認等)
- 第21条 (個人関連情報の第三者提供の制限等)
- 第22条 (保有個人データに関する事項の公表等)
- 第23条 (開示)
- 第24条 (訂正等)
- 第25条 (利用停止等)
- 第26条 (理由の説明)
- 第27条 (開示等の請求等に応じる手続)
- 第28条 (手数料)
- 第29条 (事前の請求)
- 第30条 (電気通信事業者による苦情の処理)
- 第31条 (仮名加工情報の作成等)
- 第32条 (仮名加工情報の第三者提供の制限等)
- 第33条 (匿名加工情報の作成等)
- 第34条 (匿名加工情報の提供)
- 第35条 (識別行為の禁止)
- 第36条 (安全管理措置等)
- 第37条 (学術研究機関等の責務)

第●章 特定利用者情報の適正な取扱い

- 第A条 (情報取扱規程)
- 第B条 (情報取扱方針)
- 第C条 (特定利用者情報の取扱状況の評価等)
- 第D条 (特定利用者情報統括管理者)
- 第E条 (特定利用者情報統括管理者及び指定電気通信事業者の義務)
- 第F条 (特定利用者情報の漏えい報告)